令和2年度第4回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

令和2年度第4回公共調達監視委員会を令和3年2月26日(金)に兵庫労働局会議室に おいて開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

- 1 審査対象期間 令和2年10月1日~令和2年12月31日
- 2 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和3年2月2日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件22 件について報告書としてまとめています。

3 公共調達審査会審議結果報告(公共調達審査会委員長代理)

令和3年2月10日に開催しました公共調達審査会は、委員2名の出席により、対象期間が令和2年10月1日から同年12月31日の間の契約締結案件24件を審査した結果、

随意契約の「西宮公共職業安定所改修工事設計業務」につきましては、令和元年度 に一般競争入札の結果、(株)三輝設計事務所が落札し契約しました。

しかしながら、仕様書の内容のうち設計業務を行うにあたり未確定(未調整)部分があることが判明し、結果的に業務を完了することが出来なかったため一旦中止としました。

仕様の内容が固まり、全く新しい契約が必要となったものですが、同社が既に仕様に関する情報を多く取得していたため、予定価格を再積算し、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号ロ「時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあること」に該当するとして随意契約が締結されております。

公共調達審査会の結果としては、今般の随意契約につきましては、法的根拠に基づき、とくに問題はないものと判断し、その他の案件についても、適正な処理であると判断したとの報告がなされた。

以上の報告について、委員からとくに意見、質問はなかった。

4 抽出結果の報告(抽出担当委員)

抽出担当委員より、対象期間は令和2年10月1日から令和2年12月31日まで、対象 案件24全てを審議の対象とする報告がなされた。

5 対象案件の審議

対象案件中 18 件は一般競争入札、6 件は随意契約によるもので、事務局から公共調達 監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

委員長

落札率の低い案件について特記事項説明が付されているようですが、競争案件通番2番「明石公共職業安定所空調機器更新工事」や4番「公共職業安定所16施設(計21回線)無線LAN設備構築に係るWi-Fiルーター納品及びLAN配線作業契約」については予定価格の積算においてインターネットの市場価格を調査にされたとなっています。

物品に関してはそのようになっていますが、作業費については、 競争通番4番のように任意の業者から徴した見積もりを参考に積算 したとあります。

任意の業者とはどのような形で選定するのでしょうか。

局 年間保守契約を行っている業者に声かけを行い徴しております。

委員長

見積もりを依頼した業者に参加させるわけではないが、とりあえ ず参考として依頼するということですね。

わかりました。

委員

競争入札通番6「令和2年度若年層を中心とした求職開拓事業委託」ですが、ヒューマンアカデミー株式会社が予定価格の約半分の価格で落札していますが、低価格落札の理由として、常時、人員を従事させないことによるとなっています。

予定価格の積算にあたって、人件費についても勘案した上で設定 されているのでしょうか。

局 そのとおりです。

委員 初めから人件費ありきで予定価格を積算するということですね。

局 具体的に事務経費等として1人当たりの費用として必要期間等を 考慮し積算を行います。

> 局としましては、提示された金額で事業を行うことが出来るのか という観点にとくに留意し、確認を行っています。

委員 そうすれば、今後このような案件の場合人件費を考えずに予定価格を算定されるということになるのでしょうか。

局 案件によって検討することとなると考えます。すべてがそうなる とは限らないと考えています。また、人件費がまったくかからない ということは考えられませんので。

適正価格での契約が望ましいというのが基本的考えです。安ければ良いという考えもありますが、契約相手に無理を生じされることは出来ません。人件費が適正に支払われないとか安全関係の措置が講じられない事態の発生は困りますので、やはり、適正価格での契約が出来ることとなります。

予定価格の積算に関しても、常に検証することが求まれます。積 算手順も踏まえて以後の予定価格の積算に活かします。一般的には 60%未満を低価格落札と考えられています。

委員 予定価格と入札結果において、どの範囲であれば予定価格の設定 が良かったと評価出来るのでしょうか。

局 概ね70~80%台と考えています。

委員長 以前は、過去の同様の案件を勘案し予定価格を設定されていた印象がありますが、最近はインターネットで市場価格を調査されていることが、多くを占めています。そうなりますと、インターネット

の市場価格に引きずられているような感覚を受けますが。

局 インターネットに無数に存在する価格のどれをピックアップする かについては、担当官によるところはあります。

> とくに今年は新型コロナウイルスの関係で、前例を参考するのが 良いのかについて、また、インターネットの市場価格についても様々 でしたので妥当と評価できるものを選定するように指示しておりま す。

> 案件通番9番「兵庫労働局外22施設における文房具類購入契約」 のようにインターネットの市場価格によっても難しい場合もあります。

- 委員 案件通番6について、3者応札があって、技術審査で2者が不合格となっていましが、技術審査について説明をお願いします。
 - 局 技術審査は、契約方式の総合評価方式のなかの審査のことで、価格のみで評価するのではなく、委託事業にあっては提案内容について項目ごとに職業安定部で採点をします。技術点と価格点があり、両方で評価するというものです。無得点の項目があれば即不合格となります。
- 委員 全体的な事なのですが、予定価格がコロナの影響があるのかと思いますが、インターネット上の市場価格を参考にして少し高く設定されているのではないのかという印象があります。従来どおりの算定方法でされているとは思います。

コロナの影響で少し読みにくかったということですね。

- 局 コロナの影響で価格が読みにくかった面がありましたので、より 慎重にやりたいと考えております。
- 委員長 案件通番13番「令和2年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットホームを活用した支援」についてですが、開庁日が21日予定されているので法令上の根拠としては規定の2倍はありますが、そもそもこの案件については、案を策定するところから数えて21日使えるという意味でしょうか。それか既存の案を持った状態で申請の手続きだけが設けられているということですか。総合評価方式

ではありますが。

局 前者の取扱いとなります。提案書作りからがスタートになります。 もちろん当局や他局で委託を受けた経験があれば別ですが、基本的 にはスタートラインは同じです。

委員長ノウハウがあれば別と言うことですね。わかりました。

委員 随意契約案件通番1「西宮公共職業安定所改修工事設計業務」についてですが、最初の審査委員会報告で説明を受けましたが、このような事例は過去にあったのでしょうか。

局 過去にはございませんでした。事例としてはないかと思います。

委員 契約金額が4,950,000円、予定価格が4,950,466円、前回が予定 価格が約800万円に対し、契約金額が約560万円となっていますが、 今回の予定価格の積算の根拠についてはどのようにされたのか。

局 今回の調達に当たりまして、参考見積もりを徴しております。 ただし、あくまでも参考の見積もりであって、そのまま契約する目 的ではありませんでした。

参考見積もりの段階で500万円を僅かに切る金額が出ましたので、 あとは当局として、予定価格の設定を国交省の基準を参考に作業の 低減度を勘案し、任意ではありますが係数として積算しました。

低減度につきましては、すでに西宮市と契約している設計図面を 流用できるという点を根拠にして、低減度を1/3程度としました。

委 員 結果として、この価格になったということですね。

委員長 随意契約の理由としては、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号の口の規定(競争に付することを不利と認められる場合、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができると見込まれる場合)とのことですが、同関係法令のイ(現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること)には当てはまらないのでしょうか。

今年度で随意契約を準備する段階で、前年度の契約は解除されて

おり、イの前段には当たらないという解釈でしょうか。

局はい。そのとおりです。履行中ではありませんでした。

委員長 わかりました。

随契通番4「書籍「安衛法便覧令和2年度版」購入契約」についてですが、契約の相手方は1者しかないということは分かりますが、契約金額より予定価格が高いというのはどのような理由でしょうか。

局 これは定価を予定価格にしておりまして、冊数をまとめた結果、 安くなったものです。相手先が限定される場合でも、まとめ買いを すると安くなることがわかりました。一般の書籍を調達する場合も、 見積もり合わせを行っております。

委員長 そのあたりはしっかりとお願いします。 その他の案件について、他に意見はありますでしょうか。

委員 とくになし

6 審議結果(委員長)

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

(「適切である」の声)

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。 また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告すると ともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

7 閉会